

世田谷区告示第76号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

33-D323-10

2 変更の区間

世田谷区東玉川二丁目24番13

3 変更の区域

延長 8.90メートル

幅員 0.51メートルから0.52メートルまで

面積 4.64平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年2月20日

案 内 図

— 区管理道路線の区域編入部分(供用開始)

街区

東玉川二丁目7番

